

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長 (国税：5)(法人税：義)(所得税：外)																				
2	要望の内容	<p>○ 被災代替資産等の特別償却は、平成 28 年 3 月 31 日までに被災代替資産等の取得などをして事業の用に供した場合には、特別償却が適用される。平成 26 年 3 月 31 日までに取得等した場合は、平成 26 年 4 月 1 日以降に取得等した場合に比べ、特別償却の割合が 1.5 倍に引き上げられている。</p> <p>この特別償却の割合の引き上げの適用期限を、平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 2 年間延長する。</p> <table border="1" data-bbox="568 736 1366 1377"> <thead> <tr> <th rowspan="2">減価償却資産の種類</th> <th rowspan="2">取得等の時期</th> <th colspan="2">特別償却割合</th> </tr> <tr> <th>中小企業者等</th> <th>その他法人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建物又は構築物（増築部分を含む）</td> <td>～平成 26 年 3 月 31 日</td> <td>18%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>～平成 28 年 3 月 31 日</td> <td>12%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械及び装置、船舶、航空機又は車輛運搬具</td> <td>～平成 26 年 3 月 31 日</td> <td>36%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>～平成 28 年 3 月 31 日</td> <td>24%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table>	減価償却資産の種類	取得等の時期	特別償却割合		中小企業者等	その他法人	建物又は構築物（増築部分を含む）	～平成 26 年 3 月 31 日	18%	15%	～平成 28 年 3 月 31 日	12%	10%	機械及び装置、船舶、航空機又は車輛運搬具	～平成 26 年 3 月 31 日	36%	30%	～平成 28 年 3 月 31 日	24%	20%
減価償却資産の種類	取得等の時期	特別償却割合																				
		中小企業者等	その他法人																			
建物又は構築物（増築部分を含む）	～平成 26 年 3 月 31 日	18%	15%																			
	～平成 28 年 3 月 31 日	12%	10%																			
機械及び装置、船舶、航空機又は車輛運搬具	～平成 26 年 3 月 31 日	36%	30%																			
	～平成 28 年 3 月 31 日	24%	20%																			
3	担当部局	復興特区班																				
4	評価実施時期	平成 25 年 8 月																				
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	平成 23 年度 創設 改正経緯 なし																				
6	適用又は延長期間	延長期間 2年間(平成 26 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日)																				
7	必要性等 ① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>被災地においては、暮らしの再生に不可欠な被災事業者の施設・設備の復旧及び事業の本格再開は終了したとは言えないことから、本制度により、被災代替資産等の取得等を促進し、被災事業者の設備等の復旧・事業の本格再開を促進する。</p>																				

		<p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災復興基本法 第2条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。 五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。 ロ 被災地における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策 										
	② 政策体系における政策目的の位置付け	復興庁政策評価体系 施策(4) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進((1)~(3)に掲げるものを除く。)										
	③ 達成目標及び測定指標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 被災地において完全復旧、事業再開する被災事業者の増加										
		《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 被災地において完全復旧した事業所数										
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 被災地において、被災代替資産等の取得等が促進されることにより、被災事業者の設備の復旧・事業の本格再開に資することができる。										
8	有効性等	① 適用数等	<p><過去の実績> 平成24年度…租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。</p> <p><見込></p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>807件</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>807件</td> <td>18件</td> </tr> </table>		法人	個人	平成26年度	807件	18件	平成27年度	807件	18件
			法人	個人								
		平成26年度	807件	18件								
平成27年度	807件	18件										
② 減収額	<p><過去の実績> 平成24年度…租特透明化法の適用対象外のため、把握していない。</p> <p><将来の推計> (単位:百万円)</p> <p>平成26年度 ▲573</p> <p>平成27年度 ▲573</p>											
③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成23年~平成27年)</p> <p>特別償却の割合の引き上げが2年間延長されることにより、平成26年度以降において、事業所の再開を図ろうとする事業者による被災代替資産等の取得等への意欲を増やし、被災地における被災事業者の設備等の復旧・事業の本格再開の促進に大きく寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成23年~平成27年)</p> <p>本特例を通じて、被災地において、被災代替資産等の取得等を促進し、被災事業者の本格的な事業再開に資することができる。</p>											

			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 26 年度～平成 27 年度)</p> <p>被災事業所が、事業再開、継続をするためには被災代替資産等を取得する必要があり、資金繰り支援の効果がある特別償却の割合の引き上げによるインセンティブやその効果は大きいと考えられる。特別償却の割合の引き上げの延長が認められないと、被災代替資産等の取得等が減り、未だ遅れている事業所の再開の促進に支障を来すことになる。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 23 年～平成 27 年)</p> <p>本措置は、被災地において被災代替資産等の取得等を促進し、事業再開、完全復旧の促進を通じて、産業の復興、税收の増加等につながる効果が見込まれる。</p> <p>そもそも、特別償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであり、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではない。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>特別償却は、減価償却の前倒しによる資金繰り支援を図るものであることから、政策目的達成手段としての確かつ有効であり、また、事業者が支払うべき納税額について変動を与えるものではないことから、課税公平の原則に照らし必要最小限である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>例えば、復興庁において利子補給制度、経済産業省において津波原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等、各府省において様々な支援制度が用意されている。</p> <p>東日本大震災においては、広範囲に渡り甚大な被害が発生しており、暮らしの再生に不可欠な事業の再開、完全復旧は未だ終了しているとは言えないことから、多様な事業者に対して複合的に組み合わせて利用できる支援措置を提供することにより、事業者の被災代替資産等の取得等を促す必要がある。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>被災地方公共団体においては、被災地における被災代替資産等の取得等による事業再開・完全復旧を通じて、産業の回復、暮らしの再生が確保される効果がある。</p>
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—